

新規取得設備の固定資産税が 軽減されます！

投資前に商工会議所、商工会等認定支援機関へ相談を！

中小企業等経営強化法に基づく、 固定資産税の特例のご案内

【対象者】

先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業者等(資本金額1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等。大企業の子会社等を除く)のうち、中小事業者等に該当するもの。

- ★労働生産性年平均3%以上向上
- ★投資利益率年平均5%以上



認定経営革新等支援機関が確認
市計画に一致

【対象設備】

雇用者給与等支給額を1.5%以上、又は3%以上増加させる賃上げ方針を従業員に表明(賃上げ表明)したことを位置づけた先端設備等導入計画に従い取得する設備であり、かつ認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資利益率5%以上の投資計画に記載された①から④の設備

【減価償却資産の種類ごとの要件(最低取得価格)】

- ①機械装置(160 万円以上)
- ②測定工具及び検査工具(30 万円以上)
- ③器具備品(30 万円以上)
- ④建物附属設備(60 万円以上)



※その他要件

生産、販売活動等の用に直接供されるものであること。中古資産でないこと。

【特例措置】

1.5%以上の賃上げ表明…3年間、固定資産税の課税標準を $\frac{1}{2}$ に軽減

3%以上の賃上げ表明…5年間、固定資産税の課税標準を $\frac{1}{4}$ に軽減

※令和9年3月31日までに取得した設備が対象です。

令和7年3月31日以前に認定を受けている事業者様のうち、計画内に賃上げの表明をしている事業者様については、既に認定を受けている計画を令和7年4月1日以降も変更申請することが可能です。詳しくは商工労政課ものづくり支援係までお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

●計画の認定等に関すること 岡崎市商工労政課ものづくり支援係 TEL:0564-23-6287

●認定後の固定資産税軽減の手続き(償却資産申告)に関すること

岡崎市資産税課償却資産係 TEL:0564-23-6094